

〔倭訓栞後編十三〕としのみ中略 世俗贈物の時先より又其器へ物を入れて返すをいふ、大神宮年中行事、鍛山伊賀利の神事の條に、折敷に小石を入れて年の實と號し、分て贈る事あるに出たり、

〔建久三年皇大神宮年中行事二月〕一鍛山伊賀利神事

宮司神主ハ褰、鍛拜領諸役人等ハ折敷ニ入、小石ヲ號年實、分給後一同ニ揖拜、

〔嬉遊笑覽八思譚〕人の許より物贈れる時、其器物に移り紙とて、紙をいれ、ことそぎては、つけ木を入

ても返す、沙石集に、君に忠有て榮ふるといふ條に、返り引出物とて、紙一枚をぞ給はりける、これ

今いふうつり也、つけ木、古くは硫黄といへり、職人盡に、硫黄箒賣あり、二品をうれるなり、これを

移りに用るは、祝ふ意なり、かなはちがへども、音のまがふ故なり、又今祝をいわり、うつりとは名殘

の意なるべし、

〔石田先生事蹟〕音物をうけ、ためを入給ふに、上半紙を用ゐ給ふ、是は手習の清書紙にもなり、無益につひえざるやうにとなり、

禁忌

〔大内問答〕一馬も毛によりて、引出物に用捨の義候哉の事、

常には馬の毛によりて嫌義無之、ぶちをば用捨候、またよめ入の祝義に、猿毛、移徒に火性の馬な

どは可有捨、又神社參詣の時、其社に付て神馬の毛定たる事、在之義候、其毛をば可在斟酌候、

〔武雜記〕一萬祝言に付て遣候物等、用捨の事、元服の祝言に、弓、征矢遣時、きりふの羽付たる、矢用捨

の事、中略 わたましに火性の馬、火打袋、ひはだ色の衣裳、赤さげ緒、もえぎ色など、可有捨、總別祝

言に禁句等、可有心得、

〔貞丈雜記九進物〕一進物はすべて詞のとなへ、悪き事を遠慮すべし、進物ならずとも、常にも此心得

有べし、香を一たき、三たきは、人に送らぬ物也と云、一たきは人焼と云に似たり、三焼は身焼とい

ふに似たり、香の物三切をいむ事も、功の者身切れと云に似たり、矢を人に遣すに、四筋六筋を忌